

○かほく市特別支援教育就学奨励費交付要綱

平成29年3月17日

告示第16号

(目的)

第1条 この告示は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条の規定に基づき、教育の機会均等の趣旨にのっとり、かつ特別支援教育の特殊性に鑑み、特別支援教育を必要とする児童及び生徒の保護者に対し、就学のために必要な経費の一部を給付し、保護者の経済的負担を軽減することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就学奨励費 特別支援教育を必要とする児童及び生徒の保護者に対して当該児童及び生徒の就学のために必要な経費の一部に充てる目的で市が給付する金銭をいう。
- (2) 特別支援学級 学校教育法（昭和22年法律第26号）第81条第2項に規定する特別支援学級をいう。
- (3) 通級指導学級 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により、障害に応じた特別の指導を行うための通級指導学級をいう。
- (4) 市立学校 かほく市立小・中学校設置条例（平成16年かほく市条例第84号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (5) 保護者 学校教育法第16条に規定する保護者をいう。
- (6) 収入額 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号。以下「施行令」という。）第2条第1号に規定する収入額をいう。
- (7) 需要額 施行令第2条第1号に規定する需要額をいう。

(対象者)

第3条 就学奨励費を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市立学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者
- (2) 市立学校の通常の学級に在籍し、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童及び生徒のうち、かほく市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が設置する特別支援教育推進委員会において、特別支援学級への就学が適切であると認められたものの保護者
- (3) 通級指導学級に通う児童及び生徒の保護者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、就学奨励費を受けることができる者から除く。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者で、学用品費、通学用品費、校外活動費及び学校給食費の支給については、同法第13条の規定による教育扶助を受けているもの並びに新入学児童・生徒用品費等の支給については同法第12条の規定による生活扶助を受けているもの

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、指定療育機関等に入所し、又は入院し、当該施設等について就学に係る措置費又は療育の給付を受けている者

(3) かほく市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付要綱（平成16年かほく市告示第21号）による就学援助の給付を受けている者

（給付の種類）

第4条 就学奨励費は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 学用品費及び通学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費等
- (3) 通学費
- (4) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）
- (5) 校外活動費（宿泊を伴うもの）
- (6) 体育実技用具費
- (7) 修学旅行費
- (8) 学校給食費

（給付区分）

第5条 就学奨励費の給付区分は、次の各号の保護者の収入額の区分に応じて当該各号に掲げる経費とする。

- (1) 収入額が需要額の2.5倍未満の保護者 前条各号に掲げる経費
- (2) 収入額が需要額の2.5倍以上の保護者 前条第3号に掲げる経費
- (3) 第2条第1項第3号の規定による保護者は、その通学にかかる特別に要する前条第1項3号に掲げる経費

（申請）

第6条 就学奨励費を受けようとする保護者は、特別支援教育就学奨励費申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて学校長を通じ、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書（様式第2号）

(2) 世帯の収入額を算定できる書類

(3) その他教育委員会が必要と認める書類

(認定)

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、認定の適否を決定し、学校長及び申請者に通知するものとする。

(給付の額及び期間)

第8条 就学奨励費の給付金の額は、毎年度、予算の範囲内で教育委員会が定める。

2 就学奨励費の給付期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(給付の方法)

第9条 就学奨励費の給付額の納付は、第7条の規定による就学奨励費の認定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより行う。ただし、保護者に直接給付することによって児童又は生徒の就学に支障が生じるおそれがある場合は、保護者から委任を受けた学校長を通じて、保護者に対し現物給付することができる。

(認定の取消し)

第10条 教育委員会は、就学奨励費の給付を受けている保護者が受給資格を有しなくなったときは、認定を取り消すものとする。

(返還)

第11条 教育委員会は、前条の規定により就学奨励費の認定を取り消したときは、既に給付した就学奨励費の給付金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年8月21日告示第111号)

この告示は、公表の日から施行する。